

沼津市業務委託契約約款

(総則)

- 第1条** 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、契約書記載の委託業務契約に関し契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面(業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 乙は、契約書に記載の委託業務(以下「業務」という。)を契約書に記載の委託期間内に完了し、契約の成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、契約書に記載の委託料を乙に支払うものとする。
 - 乙は、この約款又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段(以下「施行方法等」という。)をその責任において定めるものとする。
 - 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務の終了後も、また同様とする。
 - この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
 - この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る訴訟の提起又は調停(第45条の規定に基づき、甲、乙が協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - この契約に要する費用は乙の負担とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条** 乙は、この契約締結後5日以内に工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、測量及び調査以外の業務においては、甲が必要と認めた場合に提出するものとする。
- 甲は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めたときは、乙に対してその訂正を求めることができる。
 - この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条** 乙は、業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務の一部についてあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条** 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法等を指定した場合において、設計図書に当該権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第8条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、また同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務代理人若しくは管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2人以上以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（業務代理人等）

第9条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて、業務の実施において技術上の管理をつかさどる者として、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 測量及び調査 主任技術者
- (2) 設計 管理技術者

2 業務の実施に当たり乙が業務代理人を定めた場合の当該代理人又は管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人又は管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 業務代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（照査技術者）

第10条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、また同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項第2号に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（履行報告）

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

（業務代理人等に対する措置請求）

第12条 甲は、業務代理人、主任技術者、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第5条ただし書の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第13条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙は、これに協力しなければならない。

2 前項の交渉等に要する費用は、甲の負担とする。

（土地への立入り）

第14条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙は、これに協力しなければならない。

(貸与品等)

- 第15条** 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面及びその他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、貸与品等の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該貸与品等を検査しなくてはならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適合でないと認めるときは、乙はその旨を直ちに甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 乙は貸与品等の支給を受けた後、当該貸与品等に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適合でないと認めるときは、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に変えて他の貸与品等を引渡し、貸与品等の品名・数量・品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該貸与品等の使用を乙に請求しなければならない。
 - 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 乙は貸与品等を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
 - 10 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 11 乙は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第16条** 乙は、業務の既履行部分の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるとき、その他甲の責めに帰すべき理由による場合において、必要があると認めるときは、甲は委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙が被った損害を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第17条** 乙は、業務の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 図面、仕様書、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、甲は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で成果物の変更を伴うもの
甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で成果物の変更を伴わないもの
甲乙協議して甲が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

- 第18条** 甲は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第19条** 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下

「天災等」という。)で、乙の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を実施することができないと認めるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙が損害を被ったときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第20条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対し、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、委託期間又は委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による委託期間の延長)

第21条 乙は、その責めに帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に委託期間の延長を請求することができる。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第23条 委託期間の変更については、甲、乙が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては甲が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が委託期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第24条 委託料の変更については、甲、乙が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更理由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲、乙が協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項から第3項まで又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務の実施に伴ない第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対し損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等、甲の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務の実施に当たり通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼ

したときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、業務の実施に当たり乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前3項の場合その他業務の実施に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲、乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲、乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、成果物、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を、甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(成果物、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具で、立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する委託料の額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引いた額とする。
- (2) 材料に関する損害 損害を受けた材料に相応する委託料の額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で、通常妥当と認められるものについて当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の100分の1を超える額」とあるのは、「委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第29条 甲は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第25条、第26条又は前条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。

2 前項の場合において、設計図書の変更内容は、甲、乙が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

3 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の委託料を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、成果物の引渡しが行われたものとみなす。

5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第31条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとす。

(前金払)

第32条 乙は、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定す

る保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に提出して、契約書記載の前払金額以内の支払を請求することができる。ただし、委託料が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨を特約しない場合は、この限りでない。

- 2 前払金の額は、委託料の金額に10分の3を乗じて得た額（万位未満端数切り捨て）以内とする。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料に基づき算出すべき前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金の支払を請求することができる。この場合における当該前払金の支払いについては、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料に基づき算出すべき前払金額に当該減額後の委託料の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内に、その超える額（以下「超過額」という。）を返還しなければならない。
- 6 超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲、乙が協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 7 甲は、乙が第5項の期間内に前2項の規定により定められた超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第5項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第33条 乙は、前条第4項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第34条 乙は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

- (1) 設計及び調査 材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料
- (2) 測量 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

（第三者による代理受領）

第35条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する乙の業務中止）

第36条 乙は、甲が第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその請求をしたにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務の実施を一時中止した場合において、必要があると認めるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第37条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書に記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第38条 乙の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数1日につき、委託料の2,000分の1に相当する額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第31条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未

受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により委託期間内に業務が完了しないとき、又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第9条第1項に定める者を配置しなかったとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして請負人に対し、独占禁止法第49条第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして請負人に対し、独占禁止法第50条第1項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (8) 第41条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第4号から第6号までのいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の1に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約が履行された後も同様とする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項の賠償金の額を超える場合において、甲がその超過額につき賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 第2項の規定により違約金を支払う場合においても、甲が第3項の規定により賠償金を請求することを妨げるものではない。

第40条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第41条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により設計図書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を被ったときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第42条 この契約が解除された場合においては、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相應する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 既履行部分委託料の額は、甲、乙が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 この契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金の支払があったときは、乙は、第39条の規定による解除にあっては当該前払金の額に当該前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条又は第41条の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

5 この契約が解除され、かつ、第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金の支払があったときは、甲は前項の規定にかかわらず、当該前払金の額を第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第39条の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条又は第41条の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

6 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 7 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有し又は管理する業務の出来形部分（第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条ただし書の規定により乙から業務の一部を委託され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 8 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において、「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第39条の規定によるときは乙が負担し、第40条又は第41条の規定によるときは甲が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 乙が負担する。
- 9 第6項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 10 第3項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条の規定によるときは甲が定め、第40条又は第41条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段及び第7項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- （保険）**
- 第43条** 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- （賠償金等の徴収）**
- 第44条** 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、遅滞金、返還金等を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年3.3パーセントの割合で計算した利息を付した額と甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- （紛争の解決）**
- 第45条** この約款の各条項において甲、乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲、乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲、乙が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲、乙折半し、その他のものは甲、乙それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲、乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- （届出書、通知書等の様式）**
- 第46条** この約款に基づき作成する届出書、通知書等の様式は、甲が別に定める。
- （補則）**
- 第47条** この約款に定めのない事項は、必要に応じて甲、乙が協議して定める。